　　　高萩市医師定住促進事業補助金交付要項

　（趣旨）

第１条　この要項は、医師の市内定住を促進することで、医師不足を解消し、安定した医療体制を確保するため、新たに住宅を取得する医師に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、高萩市補助金等交付に関する規則（平成１９年高萩市規則第１９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要項において、「病院」とは、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第１項に規定する病院（入所施設に併設された入所者を対象とするものを除く。）をいう。

　（補助金の交付対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　令和４年４月１日以降、市内の病院に５年以上常勤医師として勤務する見込みがある者

(2)　市内に自らが居住するために、住宅を新築する者又は空き家等を住宅として購入する者

(3)　第５条に規定する補助金の交付申請を行う年度の４月１日から翌年３月３１日までに住宅を取得し、所有権登記（移転）が完了する者で、当該住宅の所在地が、住所として住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき、速やかに市の住民基本台帳に記録され、当該住宅に５年以上継続して居住するもの

(4)　市が交付する住宅の増改築に係る他の補助金を受けていない者

　（補助金の額）

第４条　補助金の額は、住宅取得に係る費用（住宅の新築工事費又は空き家等の購入費（当該購入の際に行う改修工事費を含む。））の全額とし、５００万円を限度とする。

２　補助金の額に１万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

３　補助金の交付は、同一の交付対象者につき１回限りとする。

　（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高萩市医師定住促進事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　工事請負契約書又は売買契約書の写し

(2)　工事の実施に係る経費の内訳が確認できる見積書（契約書で確認ができる場合は不要）

(3)　工事の実施場所を示す位置図及び現場写真

(4)　住宅の平面図及び立面図（購入の場合は間取り図、改修の場合はその内容が分かる書類）

(5)　医師であることを証する書類

(6)　市内の病院に常勤医師として５年以上勤務する見込みであることが確認できる書類

(7)　その他市長が必要と認める書類

　（補助金の交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書を審査し、交付の可否を決定し、高萩市医師定住促進事業補助金交付決定（申請却下）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

　（変更及び中止の承認申請）

第７条　前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、高萩市医師定住促進事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第３号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更が生じないものについては、この限りでない。

　（変更及び中止の交付決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、高萩市医師定住促進事業補助金変更交付決定（申請却下）通知書（様式第４号）により当該補助対象者に通知するものとする。

　（実績報告）

第９条　交付決定者は、補助事業が完了したときは、事業完了日から１か月を経過した日又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに、高萩市医師定住促進事業補助金実績報告書（様式第５号。以下「報告書」という。）に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　住宅の取得に係る領収書の写し

(2)　住宅の完成写真

(3)　住民票の写し

(4)　その他市長が必要と認める書類

２　前項第３号の書類は、市長が当該事項について公簿等により確認できる場合は省略させることができる。

　（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、高萩市医師定住促進事業補助金確定通知書（様式第６号）により交付決定者に通知するものとする。

　（補助金の請求）

第１１条　交付決定者は、高萩市医師定住促進事業補助金確定通知書を受領後、高萩市医師定住促進事業補助金交付請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

　（補助金の返還等）

第１２条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1)　虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　第３条に規定する交付対象者の要件を欠くに至ったとき。

(3)　補助金の交付の日から起算して５年を経過するまでに、本補助金により事業実施した住宅を取り壊し、売却し、又は貸したとき。

(4)　補助金の交付の日から起算して５年を経過するまでに、本補助金により事業実施した住宅から転居したとき。

２　市長は、前項の規定により取消し又は返還を命ずるときは、高萩市医師定住促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第８号）により交付決定者に通知する。

３　第１項第１号の規定により補助金の返還を命じるときは、補助金の全額とする。

４　第１項第２号から第４号までの規定により補助金の返還を命じるときは、補助金交付後の年数に応じ、次のとおりとする。

(1)　１年以内のときは、補助金の全額

(2)　１年を超え２年以内のときは、補助金の５分の４の額

(3)　２年を超え３年以内のときは、補助金の５分の３の額

(4)　３年を超え４年以内のときは、補助金の５分の２の額

(5)　４年を超え５年以内のときは、補助金の５分の１の額

　（報告、調査及び指示）

第１３条　市長は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求めるとともに、当該補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件又は現地調査、他機関への確認等必要な事項を担当職員に指示することができる。

　（その他）

第１４条　この要項に定めるもののほか、この補助金制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

　この要項は、令和４年４月１日から施行する。